

令和3年度5月専決補正予算の概要

補正予算の規模

令和3年5月11日
財政課

一般会計補正予算 20億 47百万円

歳入
予算

・国庫支出金 20億 47百万円

[単位:百万円、%]

年度	令和2年度 5月現計	令和3年度			増減額	伸率
		現計	5月補正	計 +		
会計					-	/
一般会計	766,212	756,512	2,047	758,559	7,652	1.0

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、集計が一致しない箇所がある。

新型コロナウイルス感染症
対策予算累計

1,892億 59百万円

令和元年度 4億 34百万円
令和2年度 1,383億 22百万円
令和3年度 505億 3百万円

補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症対策に要する経費

[1] 営業時間短縮協力金 20億 4,700万円

産業政策課

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、要請に応じて営業時間の短縮に協力いただいた店舗を対象に、長崎市と連携して協力金を支給（要請期間延長に対応するもの）
[協力金負担割合:国8/10、県1/10、長崎市1/10] 県予算計上額:国と県を合わせた9/10

(支給対象) 要請期間の全期間において営業時間短縮に協力いただいた店舗(約2,600店舗)

(支給金額)

中小企業:事業規模(売上高)に応じ1店舗あたり 50～150万円
(2.5～7.5万円/日)[要請期間[20日間]×(売上高/日×0.3)]

大企業:1店舗あたり上限400万円

(要請期間[20日間]×(売上高減少額/日×0.4)
(上限:20万円/日又は売上高/日×0.3のいずれか低い方)

売上高()/日	協力金額
～83,333円以下	50万円
83,333円超～250,000円未満	50～150万円
250,000円以上	150万円

() 前年又は前々年度の1日あたり売上高

要請の概要

要請内容	対象地域内で午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業(午後7時以降の酒類の提供)を行わないよう要請
要請期間(延長)	令和3年5月12日(水)～令和3年5月31日(月)[20日間]
対象区域	長崎市域
対象施設	食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設(飲食スペースを有するもの) 対象施設例 居酒屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、カラオケボックス等 (宅配・テイクアウトサービス、スーパーやコンビニのイートンスペース等は除く。)

